

排水設備工事指定工事店 指定申請手続について

新 規

大東市排水設備工事指定工事店の新規指定を希望される方は、次のとおり申請してください。

[申請期間] 随時

ただし、土・日を除く執務時間中のみ申請受付します。（午前9:00～午後5:30 昼休み除く）

[申請場所] 大東市上下水道局 総務課 〒574-0043大東市灰塚4丁目1-1

TEL(直通) 072-871-1191

・・排水設備指定工事店関係・・

1. 排水設備工事指定工事店の新規指定の要件は次のとおりです。
 - ① 大阪府内に営業所を有していること。
 - ② 責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属していること。
 - ③ 排水設備工事を業としているとともに、営業所内に業務上必要な設備および器材を保有し、かつ従業員を常置させていること。
 - ④ 工事業者（法人にあってはその代表者）が次に掲げる者でないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その刑を執行中の者
 - イ 精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ⑤ 指定工事店としての指定を取り消されたことがある者については、当該指定を取り消された日から2年以上経過していること。
 - ⑥ 指定工事店としての業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる理由がないこと。以上の要件をすべて満たしていることが必要です。

2. 排水設備指定工事店への指定申請に必要な書類と手数料

(1) 提出書類

- ① 排水設備指定工事店指定（更新）申請書（様式第1号）
- ② 商業登記簿謄本〔個人営業の場合は、代表者の住民票〕
- ③ 営業所の設備器材調書
- ④ 営業所の位置図、外観、設備器材室内の写真
- ⑤ 排水設備指定工事店の欠格条項に該当しない旨の誓約書
- ⑥ 専属責任技術者名簿

(2) 指定手数料

1社あたり 11,000 円